

令和3年3月26日開会

令和3年3月26日閉会

第8回久慈広域連合議会臨時会会議録

久慈広域連合議会

目

次

第8回久慈広域連合議会臨時会

署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○出席・欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○説明のための出席者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○議案第1号から議案第6号まで・・・・・・・・	2
提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	2
総括質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○議案第1号・・・・・・・・・・・・・・・・	2
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	3
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	4
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○議案第2号・・・・・・・・・・・・・・・・	4
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	4
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	5
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議案第3号・・・・・・・・・・・・・・・・	5
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	6
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	6
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○議案第4号・・・・・・・・・・・・・・・・	7
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	7
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	7
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○議案第5号・・・・・・・・・・・・・・・・	7
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	8
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	8
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○議案第6号・・・・・・・・・・・・・・・・	8
質疑・・・・・・・・・・・・・・・・	9
討論・・・・・・・・・・・・・・・・	10
採決・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○閉会・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第8回久慈広域連合議会臨時会会議録

議事日程第1号

令和3年3月26日（金曜日）午後1時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号から議案第6号まで
提案理由の説明・総括質疑
- 第4 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第5 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第6 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第6号（質疑・討論・採決）

- 2番 森田幸一君
- 3番 小野寺豊君
- 4番 野崎泰斗君
- 5番 信田義朋君
- 6番 南一郎君
- 7番 金沢秀男君
- 8番 下舘岩吉君
- 9番 小倉利之君
- 10番 二子賢一君
- 11番 黒沼繁樹君
- 12番 泉川博明君
- 13番 佐々木栄幸君
- 14番 城内仲悦君

欠席議員（1名）

- 1番 野場義時君

事務局職員出席者

- 書記 下上幸紀
- 書記 板垣俊隆
- 書記 中村安耶
- 書記 長根健

会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号から議案第6号まで
- 日程第4 議案第1号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 久慈広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説明のための出席者

- 広域連合長 遠藤譲一君
- 副広域連合長 水上信宏君
- 副広域連合長 小田祐士君
- 副広域連合長 柁屋伸夫君
- 監査委員 石渡高雄君
- 事務局長 上有谷満君
- 消防長 大粒来輝行君
- 会計管理者 蒲野喜美男君
- 消防次長 立白勝君
- 消防次長 城内和彦君
- 総務企画課長 吉田義行君
- 介護保険課長 橋本藤雄君
- 衛生課長 中新井田理君
- 久慈消防署長 中屋敷亨君
- 洋野消防署長 野中修孝君

~~~~~

## 午後1時30分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） ただいまから第8回久慈広域連合議会臨時会を開会いたします。

野場義時議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付しております。

~~~~~

## 日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

## 出席議員（13名）

お語りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に小野寺豊君、野崎泰斗君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第3 提案理由の説明・総括質疑

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 本臨時会に提案いたしました、議案6件の提案理由について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号、令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、繰越明許費であります。2ページの第1表のとおり、介護認定審査会費について、事業費を翌年度に繰り越しようとするものであります。

次に、議案第2号、介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の額を定めるために、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第3号、久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は、厚生労働省令で定める、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第4号、久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

の一部を改正する条例についてであります。本条例は、厚生労働省令で定める、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第5号、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は、厚生労働省令で定める、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、議案第6号、久慈広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は、厚生労働省令で定める、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ります。

~~~~~

日程第4 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、議案第1号、令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第1号、令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

第1条、繰越明許費について、表によりご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1表繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費について、表のとおり定めようとするものであり、介護認定審査会費について、年度内に事業期間の確保ができない見込みから、事業費を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 実はですね、2月25日の第7回定例会の介護保険特別会計補正予算第3号によればですね、介護認定審査会費を121万1,000円補正計上しているんですよ。当然年度内でやるつもりで3号では補正計上したわけですけど、舌の根が乾かないうちに4号が出てきて、282万円を繰越明許するんだということであります。その理由が法律上はできるかもしれないけど、何故こういう予算措置になったのかという説明がないんですよ。お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ただいまの補正でとった理由といいますか、補正はもう11月くらいには予算要求しておりますので、それから2月くらいまでやる予定ではいたんですけども、国の方のソフトといいますか審査会システムの改修の委託につきまして、なかなか詳細な仕様が国から示されないことから、年度内にはシステム改修ができないということで、3月中の業務の終了は困難であるということから、令和3年の4月以降に契約するために繰越しようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 国も第8期の準備をしてきたわけですよ。当然こういった変更があり得ることも分かっているわけですよ。それが今言ったように年度内に対応ができないということでございますから、確かに一保険の事業体としては何ともできない部分かもしれませんが、しかし、厚生労働省の怠慢だなどという気がいたします。そこで、介護認定審査会費に関連するんですけども、これまで国の審査会の関係で言いますとですね、20年間、審査の中身が、例えばコンピュータで第1次ありますよね。変わってないというんですよ。改善になっていないと。特に私どもは認知症の審査は極めてあいまいだということで、非常に問題にした経緯があるんだけど、その辺がまだ改善になっ

ていないと。例えばですね、認知症でいうと徘徊行動があっても歩行ができるとすると身体機能は自立したというふうな判断をするんだってね。その認知症については。そうするとね、介護度が上がらないわけですよ。そういった点は改善が必要だと思うんですが、国から来たから、はいそうですかではなく、現状そういった認定審査における認知症の介護状態を判断するについて、今言ったような状況がまったく改善されていないということが言われていますが、そういう認識はありますか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 確かにシステム上で行くと、認知の部分についてはかなり厳しいのではないかなというふうにはみておりますが、ただ、審査会的に認知の行動というふうなものを見ながらの審査というふうになっておりますので、その点は問題ないのかなというふうに思っております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 問題がないという判断では認識が甘いなというふうに私は思いますよ。もう一つ聞かせてください。先程、全協のなかでも特養の待機者が36名だという話を聞きましたが、その特養の待機者の介護度は3以上が特別養護老人ホームに入れる介護度なんだけど、その36人の介護度をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 要介護3以上ということしか捉えていないところであります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） なぜ聞いたかと言いますと、2017年の法改正、地域包括ケア法で保険者機能強化推進交付金、インセンティブ交付金というのが導入されましたよね。そこで日常生活継続支援加算という加算がありますよね。その加算要件を教えてください。本件は通告していなかった部分がありますから、こちらで言います。日常生活継続支援加算の要件、介護福祉士の数が常勤換算で入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たすってあるんです。その三つの中に、新規入所者のうち要介護4、5の占める割合が70%以上、更に認知症日常生活自立度3以上を占める割合が65%以上、あと痰の吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上となっておりますが、この新

規入所者のうち要介護4と5の占める割合が70%以上とここがみそとなっているんですよ。3の人をいれると日常生活継続支援加算が受けられなくなってしまうという状況が生まれてるんです。従って介護度3以上でないとい入れないということで、18万人が入れなかったと、しかし29万人にふえているという中で、介護度3がふえているんですよ。久慈でも36人って中身を調べてないというけども、是非ですね介護度3の人がそういう状態にあるということは極めて問題だと思うので、この日常生活継続支援加算があるがために経営上から待機者がふえているということが生まれているとすれば極めて問題だと思うんですけど、その辺是非ですね、調査をしていないということなんですけど、是非調査をしていただきたいんですがいかがですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 調査についてはしているんですが、最終的に集計をとっているのが要介護3以上ということで集計しておりますので、あと事業者はいずれ待機者の数を把握しておりますので、令和3年度も集計しますので、これについては今後も調査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号、令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 賛成多数であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第5 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第5、議案第2号、介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第2号介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間の介護保険料の額を定めようとするもので、基準額を現行の年額7万1,640円、月額5,970円から年額7万3,920円、月額6,160円に改定しようとするものであります。

また、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 全協の説明では1億円を基金から投入して値上げの率を下げたというふうな話でしたが、やはり更にあと1億円やってもうちちょっとやるべきだったと思うんですが、それでも1億残るわけですから、3億のうち2億を使ってですね、保険料を下げるべきだと思うんですが、そういう検討をしなかったかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 基金の残額と繰入部分といいますか、これは何回も検討を進めてきたところでございますが、全協でも説明してきましたとおり、介護保険は今回だけで終わるものではないので、今後も引き続き介護保険制度は続いてまいりますので、これを続けるために基金を残しておかなければならないということで、この額に収めたものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ここに久慈広域連合介護保険運営協議会名簿というのがありますが、先ほどの説明だと、コロナの関係で書面決議だということでございますが、そうすると保険料については運営協議会の中ではそんなに議論が無かったということでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） まったく無かったわけではないのですが、一部、年金の額が下がっているのに保険料を上げるのはいかがなものかという意見は出たと記憶しておりますけれども、多数の方は問題ないということでございましたので、この計画は決まったものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） もう年金が下がってきてき

てますから当然の意見だと思いますが、そういった少数の意見だったかもしれませんが、しかし、実態はそういうふうになっている状況があるわけですから、そういう意味ではその辺のことが活かされるような審議会になってほしいなと思います。やっぱり、それ以外の方が出なかったということについていうと、非常に審議会事態も大いに議論がなされたのかもしれませんが、いずれ、あまり議論が無いまま進んできたとすれば極めて大変だなという感想を持つんですけど、全体的に介護保険制度が8期になろうとしていますけど、介護保険に対するいろんな疑問とかですね、出てこなかったのかですね、もうちょっと今の制度に対することも意見として出ていいような気がするんですけど、そのような問題意識のあった発言がなかったでしょうかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 委員の意見としましては、一般住民を含めたような方々の参画と地域課題や目指すべき方向性を共有し、現状把握と課題、今後の実現可能な目標等について十分協議したうえで策定された案であれば同意できますというふうに、まず第8期の策定ポイントの実現に時間軸を持った計画をほしいといったような要望もございましたし、先ほど申しました経済的困窮が拡大している中、保険料負担額は重いと、サービスを軽減してでも負担増をおさえる時期にきているのではないかと、負担区分が細分化過ぎるといふような意見をいただいておりますが、この意見はお一人から受けております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 審議会の中では少しの意見があったというふうに伺いました。実はね、この介護保険制度は当初1割負担で始まった制度なんです。ところが今は、所得により合計所得が160万円以上が1割負担、280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担になっているんです。極めて20年の中でこんなに変化しているという状況があるわけで、そういった意味では資料をちゃんと示しながらですね、議論すべきじゃないかなというふうに思います。もう一つ私が一番危惧するのは、いわゆる老人福祉法で始まった特別養護老人ホーム、当時はですね、終の棲家だったん

ですよ。特養に入れば天に行くまで居れるという終の棲家がですね、介護保険制度に変わった中で、2年か3年しか入れないと、しかも介護度が変わればすぐ出ていきなさいという状況になってきている。まさにこの市場原理主義や効率主義の中でできてきた介護保険制度がですね、まさにお年寄りが本当に天寿を全うできる場所が無くなってきていることなんですよ。私はこの点をもう少し議論してですね、本来あるべき姿に変えていくという時期に来ているのではないかと思います。もう第8期ですよ。どんどん悪くなってきている。そういう状況にあることを私たちは認識して、いろいろなことを議論していかなければならないという、そういう時期に来ていると思います。少なくとも特別養護老人ホームはですね、介護度3以上でなくて介護度1から全員入れてですね、そして終の棲家にするんだということに変えていかないと、せつかく長生きしてきた人たちを最後に看取る場が無ければですね、残念な社会だというふうに思いますので、是非、改善していくべきだというふうに思いますので、そういう意味からこの条例には反対いたします。

○議長（佐々木栄幸君） ほかにありませんか。なければこれより採決いたします。

議案第2号、介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~

日程第6 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第6、議案第3号、久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第3号、久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

主な内容であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施、職場環境の改善に向けた取組、介護現場の業務負担軽減、高齢者の虐待防止のための検討委員会・研修の義務付け、医療・福祉関係の無資格者に対して認知症介護基礎研修の受講の義務付けなど、所要の改正をしようとするものであります。

また、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 今回の介護報酬の改定は何%でしたか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 資料を取り寄せてお答えいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 非常に微々たるものだったと思います。そういう報酬改定の中でね、今説明あったようなことがこの事業体で対応できるのかというようなことを疑問に感じたんです。例えば感染症対策、高齢者虐待防止の推進等ですね、本当に人的な充足がないと十分な対応ができない中で、介護報酬が微々たる改定の中で、厚生労働省は省令改正でどんどん変えてきますが、現場ではですね、このようなことを言われても対応しきれないようなこともあると思うんですが、そういう心配はありませんか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 介護報酬の改定につきましては、いったん下がってからはですね、介護報酬、なかなか増加には転じていないところではございますが、まず第8期でいくらかでも増えていくというのは良い傾向ではないかというふうに捉えております。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 各条例の共通的な話になるんですけど、会議に替えて、人を集める場面に替えてテレビ電話装置等の情報通信機器を通じての会議も可

能とするというようなくだりも見受けられるんですけども、このテレビ電話装置、これは各指定介護施設等に既にあるものなんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） あるところにはあると思います。これは事業で整備できるところもあるみたいでございますので、それについては事業所ごとに対応が違っているというふうに認識しております。

また、先ほど城内議員からありました介護報酬の件ですけども、0.7%の増ということでお答えしたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） このテレビ電話装置というものがいったいどういうものなのか、私はびんこないんですけど、施設側として整備するんであれば自費で整備しなさいよということだと思いますが、昨今いわれているリモート会議というようなイメージなんでしょうか。そうだとすれば一事業所だけで整備するのではなくて、広くそういう設備が相手にも設置されている、会議のメンバー全員がそういう装置をもっていなければ成り立たないというふうに思うんですが、この点については事業所の判断だけでいいんでしょうか。きちっとインフラを整備するというふうに指導するというお考えはないんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） この条例改正につきましては、まだ詳しい内容が国の方から示されておられませんので、今後、中身をいろいろ見ながら補助等ある場合はそれを使つての施設整備ということにもなりますし、その辺は見ながら今後指導していきたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号、久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第4号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、議案第4号、久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第4号、久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

主な内容であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施、職場環境の改善に向けた取組、介護現場の業務負担軽減、高齢者の虐待防止のための検討委員会・研修の義務付け、医療・福祉関係の無資格者に対して認知症介護基礎研修の受講の義務付けなど所要の改正をしようとするものであります。

また、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 4月1日施行ということになっていますが、ただ内容を聞くとまだ何も分からないよという答弁が返ってくるんですよね、国の省令改正は4月1日に条例改正しなさいというふうに来ているのかね、今の課長の説明だとこれから中身が来るんだというさっきの説明でした。そうしますと、新年度になってからの条例改正でもいいのではないかと思うのですが、4月1日条例改正についての理由について

お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 省令改正の施行期日は令和3年4月1日ということで国の方から来ております。ただ先ほど私が言った中身が来ていないというのは、いろいろ細かい中身といますか、細部に亘ってのものが来ていないということでございます。いずれ、改定につきましてはこの条例改正に載せております改定というふうになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号、久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第5号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第8、議案第5号、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第5号、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

す。

主な内容であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施、職場環境の改善に向けた取組、介護現場の業務負担軽減、高齢者の虐待防止のための検討委員会・研修の義務付けなど所要の改正をしようとするものであります。

また、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これは共通しますけど、感染症等が起きたときの対応について、しっかりやりなさいと書いてあるんだけど、人員がふえていない中で、これは人員をふやせということなのか、そういった点での具体的なですね、保険者としての対応をどういうふうを考えているのかですね、これを書くことは簡単なんですよ。コロナが発生してもちゃんとやりなさいとか、感染症が発生してもちゃんとやりなさいとか書いてあるんだけど、現場はすごい大変なことだと思うんですよ。この点、具体的にどのような指導なりしていくのか、人がないと何ともならないという状況がある。もしクラスターが発生したら大変だと思うんですが、その点具体的に人的な体制というのはどのように進めていくのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 感染症、災害等の人的体制ということでございますけども、まず、計画等を作って事業所でできる体制、まずはそれを作って、その後に研修なり訓練を行っていくというふうなことで捉えております。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） まず、いろんな体制については整備しなければならない。それから規則規程、職員の行動指針になることも当然必要です。ですが、何をどういふふうに定めていけば適切な計画と認められるのか、それは各事業所が好きなように作っていいということなんでしょうか。それとも作成にあたっての記載例といいますか準拠すべき内容というものは各事業所に対して提出といいますか提示する予定はあるんで

しょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 信田議員おっしゃるとおり作成にあたって、ただただ作ればいいというものでは当然ございませんので、作成にあたってはこちらでもいろいろ指導とか、分からない点等あれば照会等を国、県等にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。
~~~~~

## 日程第9 議案第6号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第9、議案第6号、久慈広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 議案第6号、久慈広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

主な内容であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施、職場環境の改善に向けた取組、介護現場の業務

負担軽減、高齢者の虐待防止のための検討委員会・研修の義務付け、事業所の管理者要件の緩和など所要の改正をしようとするものであります。

また、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 管理者の要件緩和というのはどういう中身ですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 管理者に係る経過措置ということで、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、令和9年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができるというものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） こういう施設は管内に何施設ありますか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 17でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうしますと17の施設があって、管理者が主任介護支援専門員となっている施設は17のうちいくつありますか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 資料を取り寄せてお答えいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 大変お待たせいたしました。17カ所のうち9カ所に主任ケアマネがおります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 17カ所のうち9カ所、約半分ですね。そうしますと、約半分の施設では令和9年まで主任介護支援専門員を置かなくてもいいということになりますよね。この解消計画をきちっと私は作らせるべきだと思いますが、そういった構えはありますか。緩和するんだから放置するのではなくて、令和9年3月31日までには、きちっと、できれば早くそういう体制がとれるような職員の増員といいますか、人員を確保してですね、そういう計画を作らせないと前に進まないと思いますが、こういう現状を踏まえてどのような対応をしますか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 主任ケアマネのいない事業所につきましては、できるだけ早期に主任ケアマネの資格をとるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 全体にいえることですが、今の城内議員のお話に似たようなお話になりますけども、こうやって利用者側の保護、条件云々で良くは見えるんですが、今、城内議員が最後におっしゃったように管理者側がコロナの時代で非常に苦労しているというふうにも聞いていますし、私個人も家族が世話になったということもありまして、非常にその施設で人員確保、こういうふうな肩書、役付きを確保していかなければならなくて大変だと。あるいは仕事をさせる上での肩書とかそういったものは取らせられるんですけど、一般の仕事をしてくれる介護者そういったものの確保に非常に苦労しているという話を直接聞いたことがあります。別にこの案件がだめだというわけではないですけど、今、城内議員がおっしゃったように、そういったことを踏まえて対策をするべきです。ようするに人員不足の介護施設がかなりの範囲で見受けられるというか、そういった話は聞きますので、こういった法整備あるいは文言を整理するのは決して悪くはない。ただ、一緒にそういった問題も捉えて、双方が利用しやすい、あるいは介護しやすい、あるいは管理しやすい、そういったものでなければならぬと思うんですよ。一番、この中にもありますけども、虐待防止とか、そういったものは文言としては非常に響きがいいし、やられていいわけですけど、どこまでが虐待なのか、あるいは拘束なのか、私も母を見ているとき

に、施設中、夜中に大声を出したり、あるいは廊下を音を立てて歩き回るといったものを縛り付けば虐待だと、拘束だという話を直接聞きました。どうしようもない。先程、何号か出てきましたけど、やっぱり施設の側もある程度考慮すべきだ、要するに城内議員は入ったら最後まで面倒を見ろといいますけど、見きれないものはやっぱり別な施設に保護するべきじゃないですか。というふうに私は実際をとおして多少のご意見ですけど、そういう感じで見ていますので、この案件や条文に関しては全然、問題があるわけではないです。ただ、そういったことを含めてこれから取り組んで行かなければ、介護施設そのものが消滅しますよ。誰もやっていけなくなるという状況にならないように、取り組んでいただきたい。そのことについてご答弁あればお願いいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 貴重なご意見ありがとうございます。今後とも適正な基準で、事業所の指導とかにも繋げてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 第6条の管理者の改正前の標記を見ると、前項に規定する管理者は主任介護支援専門員でなければならないというふうに明記されているわけです。これは指定要件だと思うんですが、管理者が主任介護支援専門員でないところが、指定をされ続けているということになると、そもそもこの改正前の条文の内容はいったいどういう意味があったのか、お聞きしたいのですが。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** ただいまの件でございまして、経過措置として主任でなくても令和3年3月31日まではオーケーであるということになっておりますので、これが9年まで緩和していくということとあります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** そうすると実質的には経過措置を更に6年間延長するということが本文中に明記したということになるわけですよね。附則の方を見ますと、令和9年3月まで介護支援専門員を管理者とすることができるというふうに、更に延長するということになるわけですが、このままだと主任介護支援専門

員を設置したところとそうでないところで差が生じる、要するに、ずるずると設置しなくても結局はまた延長してくれるだろうというようなことにはなりはしまいかと危惧するんですが、どのようにお考えですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** この主任介護支援専門員はすぐ明日からなれるというようなものではなく、時間がかかっての主任介護支援専門員でございますので、こちらの方から主任介護支援専門員になるようにと事業所の方に指導してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** この条例改正がですね、個別のものについては全体を一つひとつ把握するのは難しいんですが、高齢化社会がますます進んでいくという中で、条例改正が示す未来像というんですか、高齢者に対する具体的な影響、どのような影響が出てくるのかということをお聞きしたい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** この条例改正によっての影響というのは特には無いものと思っております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 高齢化が進んで、諸問題を解決するために、解決策としてこの条例改正するということではないですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 今回の条例改正は国の厚生労働省令が改正となったことから所要の整理をしようとするものであります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 何点か申し上げます。さっきまでの条例には賛成しましたが、やはり最後の条例は賛成できないなと思立ちました。結局先ほどの答弁だと、令和3年3月31日まで緩和してきたんだが、主任介護支援専門員が配置できない状況が久慈だけでなく、多分全国的にあるんだと思います。そういった中で国は令和9年まで延ばすんだっていう小手先の対策をとってきたというふうに思います。そこで私はやっぱり、皆さんも見てほしいんだけど「ゆたかなくら

し」という雑誌がございまして、これは介護保険の専門誌です。月刊誌ですけど、私はこの議論の中で感じたのは、一つはですね、先ほどの説明ですと、僅か0.7%の報酬増ではですね、利用者の生活と事業経営は持続できないというのが一つ、第2点はですね、感染症や災害への対応力強化には人員基準緩和ではなく職員の確保と抜本的な改善が必要だというのが二つ目、第3はですね、地域で暮らし続けるためには必要なときに利用できる在宅サービスの充実と入所施設整備が必要だと、四つめは福祉専門職の十分な配置なしに介護関連データやテクノロジーの有効活用は望めませんということで、私は思いますので、以上を申し上げながら議案第6号には反対をいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** ほかにございませんか。  
なければこれよりこれより採決いたします。

議案第6号、久慈広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立多数であります。  
よって議案第6号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~

閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第8回久慈広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時56分 閉会